

高崎地域勤労者スポーツ協会 規約

(名称等)

第1条 本組織は、高崎地域勤労者スポーツ協会(略称「高崎勤労者スポーツ協会」、又は「高崎勤スポ」、或いは「勤スポ」と称し(以下、この規約内に於いては「この会」という。))、高崎市労使会館内に事務所を置き、事務局を配置する。事務局運営については、別途事務局運営規則を定める。

(目的)

第2条 この会は、高崎市に在住、在勤、或いは在学されている者とその家族(以下「参加者」という)が、スポーツ、文化活動を通して、心と体の健康増進や相互の交流、親睦を深め、もって地域の連帯や文化を更に発展させ福祉の向上に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、実施事業の充実、拡大を図るとともに、広報等の活動を通じ、参加者の増加に努める。

(役員)

第4条 この会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 若干名
- ③ 事 務 局 長 1名
- ④ 事務局次長 1名
- ⑤ 幹 事 若干名
- ⑥ 会 計 監 査 若干名

(役員会)

第5条 この会の最高議決機関は役員会とする。

- 2 役員会は、年間の活動計画・活動報告および予算・決算の承認、規約及び規定類等の制定・改廃、役員を選出、その他重要事項を審議・決定する。
- 3 役員会は年1回以上、会長が招集する。
- 4 役員会は、役員2分の1以上の出席(委任状含む)により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決定する。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長を補佐するとともに、この会の運営および活動を統括する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (5) 幹事は、事務局長を補佐するとともに、役員会の決定に基づき、この会の運営および活動に当たる。
- (6) 会計監査は、この会の経理を監査し、役員会に報告する。

(事業運営委員)

第8条 事業の運営等をよりよく行うために、役員とは別に、運営委員を設ける。

- 2 運営委員は事業毎に若干名を選出し、役員を補佐し、事業の推進運営に当たる。

(会計)

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、予算は会計年度ごとに役員会の承認を得なければならない。

- 2 この会の決算は、会計年度ごとに会計監査の監査を受けた上で、役員会の承認を得なければならない。
- 3 その他この会の会計については、別途会計規程で定める。

附 則

本規約は、2023年4月1日より施行する。